

**●8月20日（火）までに事務局へご提出ください。**

（郵送またはFAX011-622-7221 保健所健康企画課たばこ対策担当係）

以下で回答いただいた内容は非公開としますが、回答の概要について9月6日（金）開催予定の第2回受動喫煙対策部会の資料として編集して公表します。

**さっぽろ受動喫煙防止宣言に基づく各団体等の受動喫煙対策の取組案**

委員氏名 \_\_\_\_\_

**1 所属団体や地域住民として取組み可能と考えられる受動喫煙対策**

例：【市民】子どもが参加する地域の行事では、禁煙への協力をよびかける

【事業者等】20歳未満の従業員が受動喫煙しないように勤務シフトや働く場所を考慮する

【保健医療関係】受動喫煙についての健康教育を行う

**2 行政や日頃気になる分野などで取組みを推進してほしいと考える受動喫煙対策**

例：【行政】受動喫煙の健康影響について周知啓発をしてほしい